

議案第 87 号

さいたま市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 6 月 5 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市介護保険条例の一部を改正する条例

さいたま市介護保険条例（平成 13 年さいたま市条例第 186 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(保険料率等) 第 3 条 平成 30 年度から令和 2 年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる法第 9 条第 1 号に規定する第 1 号被保険者（以下「第 1 号被保険者」という。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1)～(12) [略] 2 前項第 1 号に掲げる第 1 号被保険者について、 <u>令第 39 条第 5 項の規定による保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和 2 年度の各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、24,396 円とする。</u> 3 <u>第 1 項第 2 号に掲げる第 1 号被保険者について、令第 39 条第 6 項の規定による保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和 2 年度の各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、30,902 円とする。</u> 4 <u>第 1 項第 3 号に掲げる第 1 号被保険者について、令第 39 条第 7 項の規定による保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和 2 年度の各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、40,660 円とする。</u> 5 保険料の額は、 <u>前各項</u> に規定する保険料率の 100 円未満を切り捨てた額とする。第 5 条の規定	(保険料率等) 第 3 条 平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる法第 9 条第 1 号に規定する第 1 号被保険者（以下「第 1 号被保険者」という。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1)～(12) [略] 2 前項第 1 号に掲げる第 1 号被保険者について、 <u>令第 39 条第 5 項の規定による保険料の減額賦課に係る平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、29,276 円とする。</u> 3 保険料の額は、 <u>前 2 項</u> に規定する保険料率の 100 円未満を切り捨てた額とする。第 5 条の規定

により算定された保険料の額に100円未満の端数があるときも、同様とする。

により算定された保険料の額に100円未満の端数があるときも、同様とする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後のさいたま市介護保険条例の規定は、平成31年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のさいたま市介護保険条例第3条第2項から第4項までの規定は、令和元年度以後の年度分の保険料について適用し、平成30年度分までの保険料については、なお従前の例による。